

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

令和2年3月

平 群 町

目 次

1	総則	1
1-1	目的	1
1-2	位置づけ	1
1-3	対象とする災害	1
1-4	警戒レベル	1
1-5	避難勧告等の意味合いの明確化・標準化	2
1-6	防災情報伝達手段・体制の整備	3
1-7	避難準備（要配慮者避難）情報の創設	4
1-8	避難勧告等の判断に関する関係機関の助言	4
2	河川洪水編	5
2-1	基本方針	5
2-2	水害の特性	5
2-3	警戒すべき区間・箇所の調査	6
2-4	避難を要する区域	6
2-5	避難を要する区域での避難場所等の設定	7
2-6	避難勧告等の発令の判断基準・考え方	8
2-7	避難勧告等の発令	9
2-8	避難勧告等の伝達方法	13
2-9	避難勧告等の発令解除	16
3	土砂災害編	17
3-1	基本方針	17
3-2	土砂災害の特性	17
3-3	警戒すべき区間・箇所の調査	18
3-4	避難を要する区域の特定	18
3-5	避難を要する区域での避難場所等の設定	19
3-6	避難勧告等の発令の判断基準・考え方	20
3-7	避難勧告等の発令	22
3-8	避難勧告等の伝達方法	27
3-9	避難勧告等の発令解除	30

参考資料

1	指定緊急避難場所一覧（大雨災害時）	参考資料-1
2	一時集合場所一覧	参考資料-2
3	要配慮者利用施設一覧	参考資料-3
4	災害対策本部の担当課一覧	参考資料-4
5	動員体制表	参考資料-5

1 総則

1-1 目的

災害対応の経験に乏しいこと等により、市町村長が避難指示（緊急）等の発令のタイミングを逃したり、その発令に躊躇したりする事態が生じている。「避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていなかったこと」、「住民への迅速・確実な伝達が難しいこと」、「避難勧告等が伝わっても住民が避難しないこと」などが課題として指摘された。

これらの課題に対応するため、現在、市町村は、大規模な自然災害の発生に備え、避難勧告等の判断・伝達に関し、どのような状況でどこの区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の具体的な判断基準やその伝達体制等について取りまとめたマニュアルを整備することが求められている。

本マニュアルは、こうした背景をとらえ、災害時に備えて、避難勧告等に関する基本的な考え方や避難勧告等の判断方法、伝達方法等をまとめたものであり、こうした一連の避難勧告等の判断、伝達に関わる町の職員を主な対象者として、「だれが、いつ、なにを、どのようにする」ことが望まれているかについて簡潔に示すことを目的としている。

1-2 位置づけ

このマニュアルは、「平群町地域防災計画」第2部第2章災害予防計画の第1節「避難計画」、第3部第2章災害応急対策計画の第3節「避難対策計画」のうち、避難勧告等の指示・伝達に関する業務について具体化したものとして位置づける。

また、このマニュアルは、随時、避難勧告等の判断、伝達に関わる職員で内容を検討し、適宜、見直しを行うものとする。

1-3 対象とする災害

本マニュアルでは、**河川洪水、土砂災害**を対象とする。

なお、平群町において、考慮する必要のない、津波や高潮災害については、対象としない。

1-4 警戒レベル

警戒レベルとは、気象庁、国土交通省、都道府県が行う防災気象情報や水位情報に関して、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報とを関連付けるものであり、各警戒レベルに対応する行動と情報は以下のとおりである。

表1-4-1 警戒レベルと居住者等がとるべき行動

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報（気象庁が発表）
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始（町が発令）
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告、避難指示（緊急）※（町が発令） ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※（町が発令） ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

1-5 避難勧告等の意味合いの明確化・標準化

内閣府は、「避難勧告等に関するガイドライン」（以下、「避難ガイドライン」という）を作成し、平成31年3月公表した。この中で、避難勧告等の標準的な意味合いを次表に示すように整理している。

本町もこれにしたがい、避難勧告等の意味合いを同表のとおりととらえ、対象とする水害、土砂災害ごとに、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかをあらかじめ確認し、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）を整理することとした。

表 1-5-1 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

種別	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル 3】 避難準備・高齢者 等避難開始	高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル 4】 避難勧告 避難指示（緊急）	全員避難 <p><町から避難勧告が発令された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」^{※1}への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」^{※2}を行う。 <p><町から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」^{※1}への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」^{※2}を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
【警戒レベル 5】 災害発生情報	災害発生 <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、町長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

1-6 防災情報伝達手段・体制の整備

避難勧告等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけるためには、避難勧告等の情報を速やかにかつ確実に住民に伝達することが必要であると同時に、住民が避難勧告等の情報の意味を理解し、生命に係る危険性があることを認識することが重要である。

このため、住民の判断に役立つようにわかりやすい内容とすることも必要であることから、本マニュアルにおいては、避難勧告等を住民等に伝達する手段や伝達先を具体的に示すとともに、避難勧告等の伝達文の例文やひな形を定める。

1-7 避難準備（要配慮者避難）情報の創設

内閣府検討会は、これまで、避難勧告以前の注意喚起については、「自主避難の呼び掛け」、「避難注意情報」等、地域ごとに様々な情報が発出されていたが、今後、避難行動に時間を要する者に避難を求めるものは、「避難準備・高齢者等避難開始」に標準化することが必要との考えを示した。

本マニュアルにおいても、特に、要配慮者の避難及び避難支援について、こうした時間的余裕のある避難体制を確保するために必要な情報の積極的な活用を図ることを原則とする。

1-8 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言

災害対策基本法の改正により、市町村長が避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることとなった。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

また、これらの機関（奈良県・郡山土木事務所、奈良地方気象台）から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料となりうることに留意する。

表1-8-1 助言を求めることができる機関

名称	所在地	電話	FAX
奈良県防災統括室	奈良市登大路町 30	0742-27-8425	0742-23-9244
郡山土木事務所	大和郡山市満願寺町 60-1	0743-51-0201	0743-55-3762
奈良地方気象台	奈良市西紀寺町 12-1	0742-22-4445	

2 河川洪水編

2-1 基本方針

内閣府の避難ガイドラインでは、河川洪水等の水害に対する避難の基本方針として、次の点が示されている。本マニュアルでも、これを踏襲し、下記の点を水害時の避難行動についての基本的な考え方とする。

- 水害が発生するまでに避難を終えることを原則とする。
- 避難行動や情報面での支援を要する人（要配慮者）も含めた住民の確実な避難を実施する。
- 道路の冠水等、危険な中を避難するような事態を回避するなど、避難行動における安全の確保を図る。
- 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、真に切迫した状況の場合は、生命を守る最低限の行動の選択として、計画された避難が必ずしも適切でないこともあるため、状況に応じて緊急的に2階等へ避難するなどの選択もあり得る。

2-2 水害の特性

内閣府の避難ガイドラインに示される水害の特性（住民に求められる避難行動も含む。）は、以下のとおりである。町は、職員や防災関係機関、住民に対し、水害の特性や避難行動にあたっての注意点等を十分周知する。

（1）外水氾濫（河川の氾濫等）

内水氾濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれもある。また、急流河川が破堤すると、浸水深はあまり深くなくても、氾濫水の流速が早く避難することが危険な場合がある。なお、浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- 浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。
- 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。
- 浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

（2）内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する。一般的に外水氾濫よりも浸水深は浅い傾向にあるが、地下施設等では生命に係る災害になることがある。また、小河川からの浸水は、小河川が流れ込む先の河川の水位が高くなると徐々に始まるが、さらなる本川の水位上昇により水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位は一気に上昇するので、水門の閉鎖等の前の避難が必要。河川の氾濫と同時に発生する場合も多い。

浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は外水氾濫と同様である。

2-3 警戒すべき区間・箇所の調査

浸水想定区域図や県水防計画を踏まえつつ、住民の避難を要する水害の発生に警戒を要する河川の区間・箇所（破堤・越水等が想定される箇所等）を次のとおりとした。

○竜田川浸水想定区域図に示される浸水想定区域（想定最大規模）

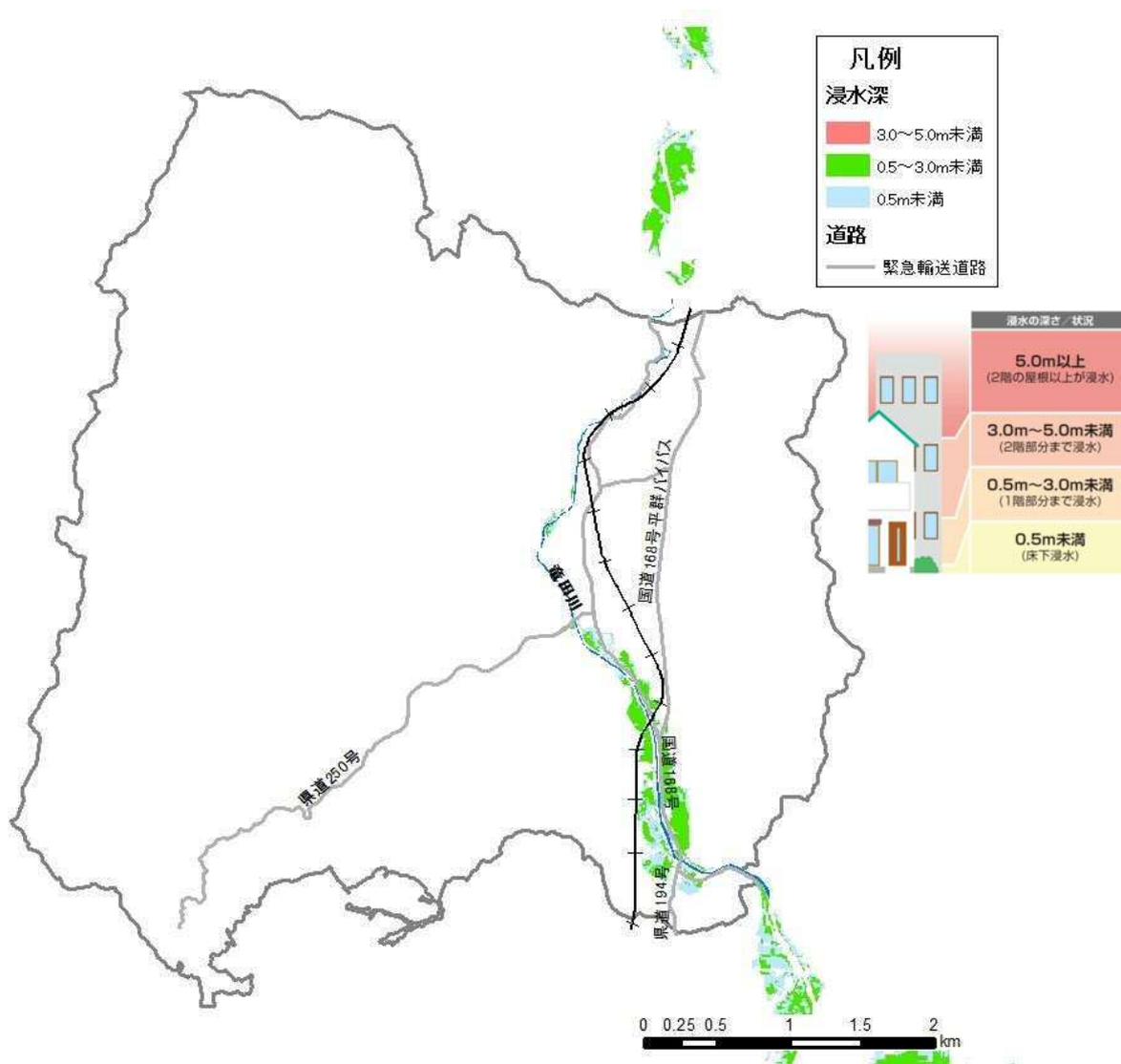


図2-3-1 竜田川浸水想定区域

2-4 避難を要する区域

2-3に記載した竜田川浸水想定区域域（想定最大規模）のうち、浸水深が0.5m以上の区域、河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域、12時間以上の浸水継続区域または浸水実績のある区域を立退き避難が必要な区域とし、区域の特定および区域内の人口を推計した。

人口の推計は、次のように行った。大字別に建物棟数を集計し、その数値で大字人口を割り、大字別に1棟ごとの人員を算出した。その数値を大字ごとに抽出した区域内の建物棟数に乘じ、避難者人口とした。

避難を要する区域の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・「避難を要する区域」は、浸水想定区域等を踏まえて特定したが、水害は自然現象であるため不測の事態も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。
- ・「避難を要する区域」を特定する際に参考とした浸水想定区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性がある。

2-5 避難を要する区域での避難場所等の設定

避難を要する区域毎の避難人口と避難場所は下記のとおりとする。

表 2-5-1 竜田川避難者の避難先

大字	避難人口	指定緊急避難場所
大字槻原	100	かんぽの宿大和平群
大字西向	2	平群中学校
大字梨本	24	平群小学校※ ¹
若葉台 1 丁目	2	平群中学校
吉新 1 丁目	83	平群小学校※ ¹
吉新 2 丁目	18	平群小学校※ ¹
吉新 4 丁目	5	平群小学校※ ¹
大字三里	6	平群町総合文化センター
大字平等寺	33	平群町総合文化センター
大字下垣内	170	平群小学校※ ¹
大字福貴	10	平群中学校
初香台 1 丁目	43	平群中学校
初香台 2 丁目	15	平群中学校
大字椿井	97	平群南小学校、「ディアーズコープたつたがわ」
竜田川 1 丁目	22	平群南小学校
竜田川 2 丁目	1	「ディアーズコープたつたがわ」
竜田川 3 丁目	2	「ディアーズコープたつたがわ」
西宮 1 丁目	3	「ディアーズコープたつたがわ」
西宮 2 丁目	155	「ディアーズコープたつたがわ」
光ヶ丘 1 丁目	8	平群中学校
合計	799	

※ 1：平群小学校においては、大雨時の指定緊急避難場所としては、体育館のみを使用する。

注) 洪水避難に関しては、避難困難の目安となる 2 km 以上避難場所から距離がある避難困難地区は存在しない。

2-6 避難勧告等の発令の判断基準・考え方

(1) 対象河川

具体的な基準を作成する対象を竜田川（水防警報河川）とする。

表 2-6-1 奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）

河川名	対象量水標	水 位
竜田川	平群	氾濫注意水位 2.2m 避難判断水位 3.5m 氾濫危険水位 3.9m

※氾濫注意水位：水防活動を行う指標となる水位。

※避難判断水位：市町村が発する避難準備・高齢者等避難開始の目安になる水位。住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

※氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村が発する避難勧告等の目安になる水位。

(2) 具体的な基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、河川洪水予報、水位情報（氾濫注意水位、避難判断水位等）、今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断する。

避難が必要となる状況が夜間・早朝になると想定される場合、基本的に躊躇することなく避難勧告は発令する。その場合、降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。

表 2-6-2 避難勧告等の発令基準等（夜間・早朝以外）

	竜田川（平群観測所）
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	①大雨、洪水警報が発表され、1時間後に避難判断水位（3.5m）に到達すると予想され、なお水位の上昇が見込まれるとき。 ②台風等の上陸接近が予想されるとき。 ③氾濫注意水位（2.2m）を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現したとき。 ④軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。
【警戒レベル4】 避難勧告	①避難判断水位（3.5m）に到達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。 ②河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき。 ③氾濫注意水位（2.2m）を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現したとき。
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	①氾濫危険水位（3.9m）に到達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。 ②河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき。
【警戒レベル5】	①決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告によ

災害発生情報

り把握できた場合)。

※洪水警報の危険度分布：気象庁防災情報「洪水に関する重要な情報」

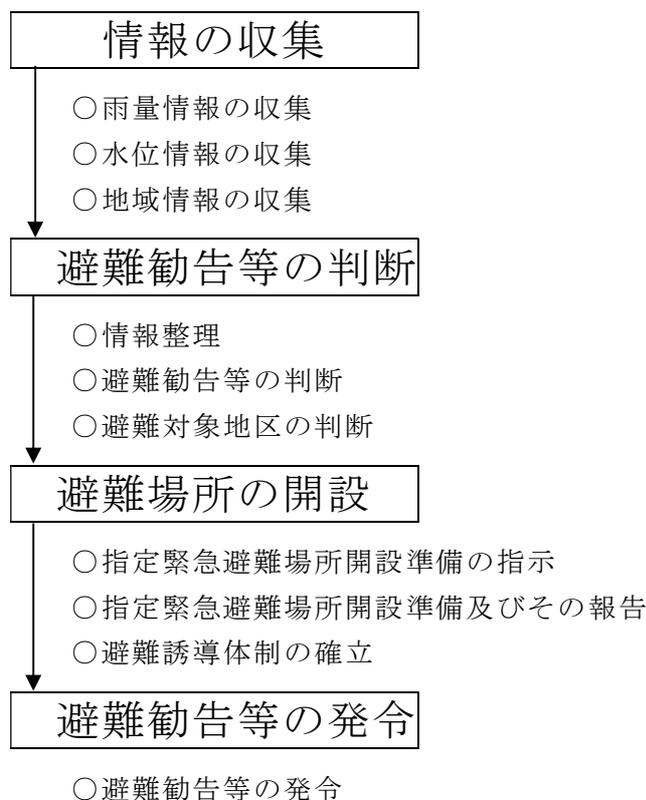
<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

表 2 - 6 - 3 避難勧告等の発令基準等（夜間・早朝）

	竜田川（平群観測所）
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	①大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが予想される場合 ②降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合。
【警戒レベル4】 避難勧告	①大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが予想される場合 ②氾濫注意水位（2.2m）に到達し、さらに降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合。

2 - 7 避難勧告等の発令

大雨注意報や大雨警報、洪水予報などの気象情報をきっかけに災害配備体制が確立されたとき、概ね次の流れで避難勧告等の発令を判断し、その情報を伝達する。



(1) 情報の収集

大雨注意報や大雨警報、洪水予報などの気象等に関する情報をきっかけに災害配備体制（水防非常配備体制を含む）が確立されたとき、**総務防災課及び都市建設課**は、

地域防災計画（水防計画）に基づき、次の情報を収集する。

① 雨量情報の収集（担当：総務防災課）

奈良地方气象台、県から伝達される気象又は水防に関する情報（気象予警報、洪水警報、水防警報等）を整理するほか、「奈良県土砂災害・防災情報システム」、「気象庁防災情報提供システム」、「気象庁ホームページ（<https://www.jma.go.jp/jma/>）」、「国土交通省市町村向け川の防災情報（<http://www.river.go.jp/>）」などを利用して、次の情報を入手し、把握する。

ア 警報・注意報

平群町域での警報や注意報の発令状況

イ 大雨特別警報（土砂災害）

重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報

ウ 土砂災害警戒情報

町あるいは周辺地域での土砂災害警戒情報の発令状況

エ 雨量情報、川の防災情報

町あるいは周辺地域の降雨量

オ 解析雨量・降水短時間予報

今後の雨量に関する予測情報

② 水位情報の収集（担当：総務防災課）

奈良地方气象台、県から伝達される気象又は水防に関する情報（気象予警報、洪水警報、水防警報等）を整理するほか、「奈良県土砂災害・防災情報システム」、「気象庁防災情報提供システム」、「気象庁ホームページ（<https://www.jma.go.jp/jma/>）」、「国土交通省市町村向け川の防災情報（<http://www.river.go.jp/>）」などを利用して、次の情報を入手し、把握する。

ア 洪水警報

竜田川の洪水警報の発表状況

イ 水位情報

町あるいは周辺地域の河川水位

③ 地域情報の収集（担当：都市建設課）

次の方法などにより、現場でしか分からない地域固有の情報を入手し、把握する。

ア 巡視などによる地域情報

地域防災計画（水防計画）に基づき、配備した消防団や関係地元自治会等による河川や周辺状況の巡視により確認された地域情報について、報告を受ける。また、その必要に応じて、ヒアリングを実施し、併せて町によるパトロールを実施する。

イ 住民からの通報などによる地域情報

アのほか、町に寄せられる住民からの通報による地域の異常現象や災害関連情報について、関係各課より情報収集する。

④ 関係機関との情報交換（担当：総務防災課、都市建設課）

次の各関係機関と連絡を取り合い、相互に把握している関連情報の交換を行い、河川水位や周辺のがけや山腹などの変状に関する情報を入手する。

（総務防災課）

- ・奈良県防災統括室
- ・西和警察署

- ・西和消防署
 - ・生駒市
 - ・三郷町
- (都市建設課)
- ・郡山土木事務所

(2) 避難勧告の判断

施設資材部 Aは、収集した各種情報を基に、避難勧告等の判断基準となる情報を整理し、災害対策本部（あるいは水防本部）に情報整理結果を報告する。

避難勧告等の判断は、原則、**本部長**が行うが、適宜、**災害対策本部会議**（あるいは水防本部会議）に諮り、その審議内容を参考とする。なお、避難対象地区の判断も同様とする。

① 情報整理

(1) で収集した情報について、予警報の種類、雨量、水位、周辺状況などを次の視点で整理する。

ア 発令されている気象予警報など

町に係る地域に次の情報が発表されているかどうかを整理する。

- ・大雨警報（あるいは洪水警報、浸水警報）
- ・土砂災害警戒情報
- ・記録的短時間大雨情報

イ 雨量

町及び町上流域の雨量計における、時間雨量、日雨量、累計雨量等の観測値を整理する。また、短時間雨量予測などにより、今後も雨が降り続くのかどうかを整理する。

ウ 水位

町及び町上流域の河川の水位観測所において、次の情報が確認されているかどうかを整理する。

- ・氾濫注意水位を超過
- ・避難判断水位を超過

② 避難勧告等の判断

①で整理した情報を基に、表2-6-2及び表2-6-3の判断基準表を参考に避難勧告等の発表について検討を行う。ただし、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）などを総合的に勘案する。

③ 避難対象地区の判断

①で整理した情報を基に、浸水想定区域の分布状況を勘案して、避難対象地区を判断する。

(3) 避難所の開設

本部長は、避難勧告等の発令を判断したときは、次のように避難所を開設する。
なお、避難所開設・運営の詳細は避難所運営マニュアルを参考とする。

① 避難所の開設判断

本部長は、避難勧告等の発令及び避難対象地区を判断したとき、自らの判断あるいは災害配備体制に応じた本部会議に諮り、開設する避難所を決定する。

② 避難所開設準備の指示

本部長は、開設する避難所を決定したとき、**本部員または本部事務局員**を通じて、当該施設の**施設責任者**に避難所の開設準備を指示する。

③ 避難所開設準備及びその報告

避難所開設準備の指示を受けた**施設責任者**は、相互に連携を図りながら、避難所運営マニュアルなどにしたがい、施設の安全確認や周辺地区の被災状況などを把握のうえ、避難所の開設準備を実施し、受け入れ態勢が整ったら、その旨を本部に報告する。

④ 避難誘導體制の確立

本部員または本部事務局員は、**本部長**より避難所開設準備の指示を受けたときには、直ちに必要な職員を現地に派遣するとともに、西和警察署、西和消防署、消防団、自治会及び自主防災組織と連携し、避難誘導體制を確立する。

(4) 避難勧告等の発令

本部長は、避難所の開設準備が整ったことを確認したのちに、避難勧告等を発令する。このとき、**本部員または本部事務局員**に避難勧告等の伝達を指示する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の別、避難の時期、避難場所、避難の経路（通行不能箇所）、住民のとりべき行動や注意事項等とする。

2-8 避難勧告等の伝達方法

(1) 伝達先、伝達手段

避難勧告等の伝達手段は、伝達先別に概ね次の役割分担で実施する。

① 住民への伝達

ア 町全域など広域を対象とするとき

- ・防災行政無線（担当：企画総務部）
- ・新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表（担当：企画総務部）
- ・広報車による巡回広報（担当：企画総務部）
- ・その他

イ 特定の地域を対象とするとき

- ・防災行政無線（担当：企画総務部）
- ・大字総代及び自治会長による伝達組織を利用した広報（担当：企画総務部）
- ・広報車による巡回広報（担当：企画総務部）
- ・その他

② 要配慮者・福祉関係機関への伝達

災害時要援護者避難支援マニュアルにより

- ・避難支援する事前登録者へ連絡（担当：救護厚生部）
- ・要配慮者及び避難行動要支援者の事前登録者へ連絡（担当：救護厚生部）
- ・要配慮者の避難所となる施設へ連絡（担当：救護厚生部）

③ 要配慮者利用施設への伝達

救護厚生部は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難勧告等を発令したことを伝達する（巻末資料参照）。

④ 防災関係機関への伝達

本部事務局は、避難勧告等を発令したときは、次頁の様式に必要事項を記入し、放送事業者、県（防災統括室）などへFAXにより送付するとともに、その他、次の機関に電話連絡する。

- ・消防団
- ・西和警察署
- ・西和消防署
- ・その他

避難勧告等発令情報

奈良県 平群町

送付日時 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 災害発生情報
 避難指示（緊急）
 避難勧告
 避難準備・高齢者等避難開始

2 分類

- 新規
 地域拡大（ ）
 種別変更
 避難準備・高齢者等避難開始 → 避難勧告
 避難勧告 → 避難指示（緊急）
 → 災害発生情報
 解除

3 発令

月 日 時 分

4 対象地域・世帯

対象地域	対象世帯数	対象人数	避難確認世帯数	避難確認人数

5 避難所名

6 発令の理由

- 大雨による河川の氾濫の恐れがあるため
 （河川名 具体的な状況 ）
 大雨による土砂崩れの恐れがあるため
 地震による家屋倒壊の恐れがあるため
 地震による土砂崩れの恐れがあるため
 その他（ ）

7 付加情報（特に住民に伝えたい情報など）

連絡者氏名・所属

電話（ ） F A X（ ）

(2) 避難勧告等の伝達内容

次の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を決定する。

広報文例様式

担当者 課 氏名

※該当するチェックボックスに印をつける。

発令者	<input type="checkbox"/> こちらは平群町役場です。 <input type="checkbox"/> こちらは平群町災害対策本部です。
発令日時 対象地域 避難情報種類	<input type="checkbox"/> () 時 () 分に () 地区に対して洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 <input type="checkbox"/> () 時 () 分に () 地区に対して洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。 <input type="checkbox"/> () 時 () 分に () 地区に対して洪水に関する警戒レベル4、避難指示(緊急)を発令しました。 <input type="checkbox"/> () 時 () 分に () 地区に対して洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
避難すべき理由	<input type="checkbox"/> 竜田川に水防警報が発表され、危険な状況が続くことが予想されます。 <input type="checkbox"/> 平群町に大雨に関する特別警報が発表され、危険な状況が続くことが予想されます。
対象者 避難の時期 避難の場所 危険の度合い	<input type="checkbox"/> () 地区にお住まいでお年よりなど避難に時間がかかる方は、ただちに () (避難所) へ避難してください。また、その他の方も避難の準備をはじめてください。 <input type="checkbox"/> () 地区にお住まいの方は、ただちに () (避難所) へ避難してください。 <input type="checkbox"/> () 地区は大変危険な状況です。避難中の方は、ただちに () (避難所) への避難を完了してください。十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。
避難の経路 住民のとるべき 行動や注意事項 等	<input type="checkbox"/> また、避難する際は、非常持ち出し品など最小限にし、危険なところに近寄らないで、現場の警察官や町職員、消防職員の指示にしたがって行動してください。
(上記3回繰り返し)	
結語	<input type="checkbox"/> 以上、平群町役場がお知らせしました。 <input type="checkbox"/> 以上、平群町災害対策本部がお知らせしました。

※一文ごと一拍おいて話す。

※放送は2回行い、1回目は緊迫感を出すためにやや早めに抑揚をつけ、2回目はやや遅めに伝える。

2-9 避難勧告等の発令解除

次に掲げる場合に該当し、かつ、水害による住民の生命に危険が無くなったと判断される場合には、避難勧告等を解除するとともに、解除した旨の情報を2-8に記載した伝達方法・伝達先に同様に伝達する。

- 奈良地方気象台が大雨・洪水警報を解除した場合
- 奈良地方気象台等が洪水注意報を解除した場合
- 河川の水位が下がり、今後上昇するおそれのない場合
- 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合

広報文例様式

担当者 課 氏名

※該当するチェックボックスに印をつける。

発令者	<input type="checkbox"/> こちらは平群町役場です。 <input type="checkbox"/> こちらは平群町災害対策本部です。
対象地域 避難情報種類	<input type="checkbox"/> () 地区に発令されていましたが避難準備・高齢者等避難開始は()時()分に解除されました。 <input type="checkbox"/> () 地区に発令されていましたが避難勧告は()時()分に解除されました。 <input type="checkbox"/> () 地区に発令されていましたが避難指示(緊急)は()時()分に解除されました。
(上記3回繰り返し)	
結語	<input type="checkbox"/> 以上、平群町役場がお知らせしました。 <input type="checkbox"/> 以上、平群町災害対策本部がお知らせしました。

※一文ごとに一拍おいて話す。

※放送は2回行い、1回目は緊迫感を出すためにやや早めに抑揚をつけ、2回目はやや遅めに伝える。

3 土砂災害編

3-1 基本方針

内閣府の避難ガイドラインでは、土砂災害に対する避難の基本方針として、次の点が示されている。

本マニュアルでも、これを踏襲し、下記の点を土砂災害時の避難行動についての基本的な考え方とする。

- 土砂災害が発生する前に避難を終えることを原則とする。
- 避難行動や情報面での支援を要する人（要配慮者）も含めた住民の確実な避難を実施する。
- がけ崩れや土石流のおそれがあるなどの危険な中を避難するような事態を回避するなど、避難行動における安全の確保を図る。

3-2 土砂災害の特性

内閣府の避難ガイドラインに示される土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）の特性（住民に求められる避難行動も含む。）は、以下のとおりである。町は、職員や防災関係機関、住民に対し、土砂災害の特性や避難行動にあたっての注意点等を十分周知する。

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、降雨指標に基づく土砂災害発生危険度予測を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は、前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある。そのため市町村は、降雨指標に基づく土砂災害発生予測のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難勧告等を速やかに周知・伝達する必要がある。

土砂災害の避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意すること。
- 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

3-3 警戒すべき区間・箇所の調査

土砂災害のおそれがあり警戒を要する区域・箇所等については、土砂災害警戒区域と地すべり防止区域とする。

○土砂災害警戒区域と地すべり防止区域

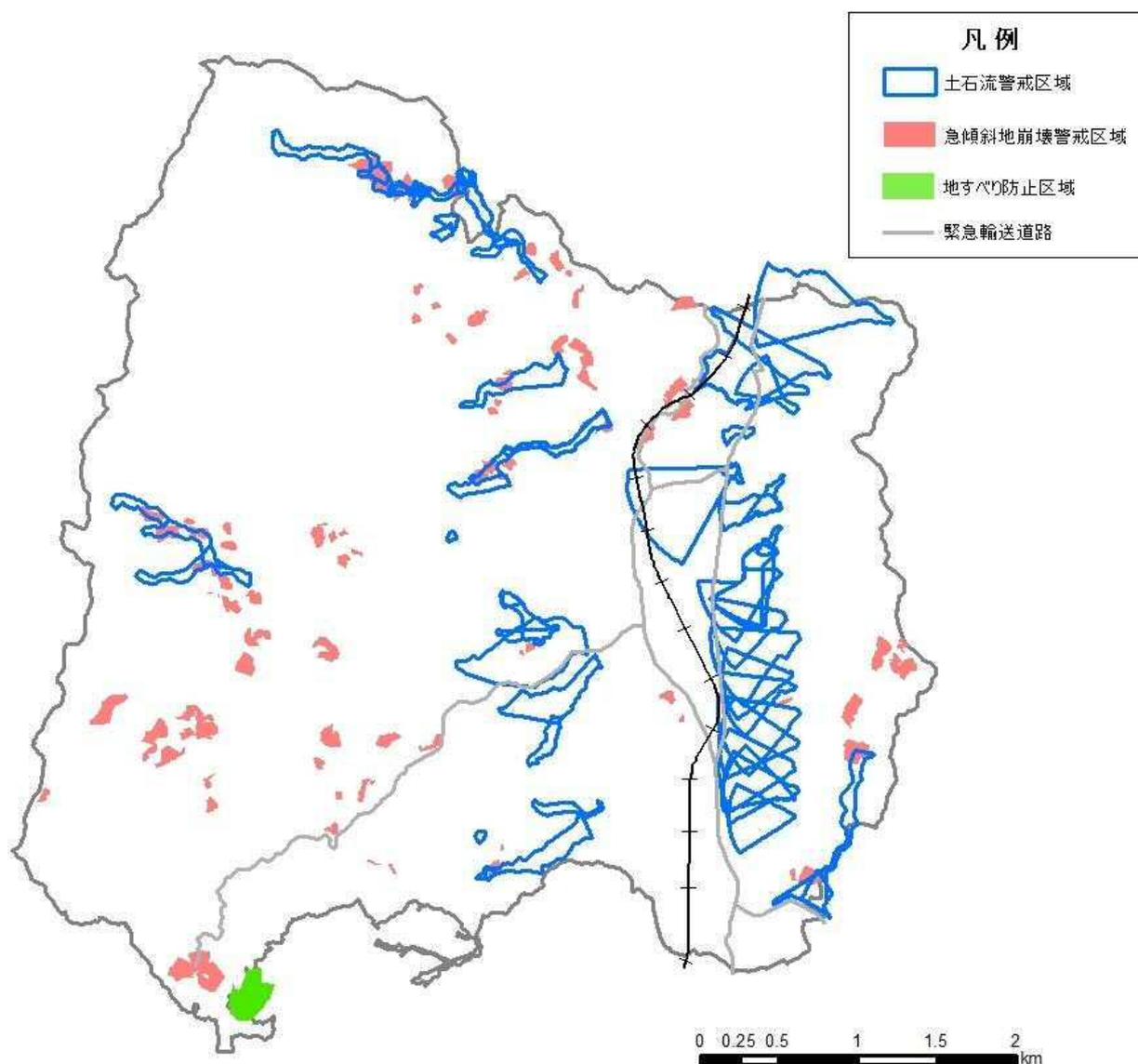


図3-3-1 土砂災害警戒区域位置図

3-4 避難を要する区域の特定

3-3に記載した警戒すべき区間・箇所から、避難を要する区域を次のとおり想定する。また、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表する奈良地方気象台や奈良県との間で相互に情報交換する。
- ・「避難を要する区域」は、過去の被害実績や被害想定等を踏まえているが、自然現象

であるため不測の事態も想定されることから、実際の災害における事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

表3-4-1 土砂災害からの避難を要する区域

避難を要する区域	想定される災害
若葉台2丁目、若葉台3丁目、上庄1丁目、越木塚、下垣内、三里、西向、椿井、福貴、福貴畑、平等寺、鳴川、槻原、樫原、櫛原、椿台3丁目、竜田川1丁目、緑ヶ丘1丁目	土石流、急傾斜地崩壊
菊美台1丁目、菊美台2丁目、菊美台3丁目、菊美台4丁目、菊美台5丁目、若葉台4丁目、初香台1丁目、初香台2丁目、初香台4丁目、上庄2丁目、上庄3丁目、上庄4丁目、上庄5丁目、若井、梨本、椿台4丁目	土石流
光ヶ丘1丁目、久安寺、信貴畑、白石畑、緑ヶ丘5丁目、緑ヶ丘6丁目	急傾斜地崩壊
信貴山	急傾斜地崩壊、地すべり

3-5 避難を要する区域での避難場所等の設定

避難を要する区域毎の避難所は下記のとおりと想定する。

避難可能人口は、2km以内に指定緊急避難場所がある人の数であり、避難困難人口は、2km以内に指定緊急避難場所がない人の数である。

表3-5-1 土砂災害に関する避難者の避難先

大字	避難人口	避難者の状況		指定緊急避難場所
		避難可能人口	避難困難人口	
鳴川	46	0	46	かんぼの宿大和平群
櫛原	49	49	0	平群中学校
椿台3丁目	15	15	0	平群中学校
椿台4丁目	114	114	0	平群中学校
槻原	127	127	0	かんぼの宿大和平群
緑ヶ丘1丁目	11	11	0	かんぼの宿大和平群
緑ヶ丘5丁目		2	0	かんぼの宿大和平群
緑ヶ丘6丁目	16	16	0	かんぼの宿大和平群
上庄1丁目	114	114	0	かんぼの宿大和平群
上庄2丁目	24	24	0	かんぼの宿大和平群
上庄3丁目	114	114	0	かんぼの宿大和平群
上庄4丁目	2	2	0	かんぼの宿大和平群
上庄5丁目	6	6	0	かんぼの宿大和平群
梨本	37	37	0	平群小学校
若葉台2丁目	9	9	0	平群中学校
若葉台3丁目	167	167	0	平群中学校
三里	498	498	0	平群町総合文化センター
白石畑	8	8	0	平群南小学校
平等寺	115	115	0	平群町総合文化センター

大字	避難人口	避難可能人口		指定緊急避難場所
		避難可能人口	避難困難人口	
下垣内	46	46	0	平群小学校
福貴	164	164	0	総合スポーツセンター
初香台2丁目	8	8	0	総合スポーツセンター
初香台4丁目	2	2	0	総合スポーツセンター
福貴畑	100	91	9	総合スポーツセンター
久安寺	64	62	2	総合スポーツセンター
信貴畑	30	30	0	総合スポーツセンター
榎原	22	22	0	「ディアーズコープたつたがわ」
越木塚	14	14	0	総合スポーツセンター
若井	2	2	0	総合スポーツセンター
椿井	247	247	0	平群南小学校
竜田川1丁目	134	134	0	平群南小学校
信貴山	25	0	25	総合スポーツセンター
菊美台1丁目	72	72	0	かんぼの宿大和平群
菊美台2丁目	410	410	0	かんぼの宿大和平群
菊美台3丁目	258	258	0	かんぼの宿大和平群
菊美台4丁目	104	104	0	かんぼの宿大和平群
菊美台5丁目	292	292	0	かんぼの宿大和平群
合計	3,468	3,386	82	

■避難困難者対策の検討

避難困難者は、2km以内に指定緊急避難場所がないため、迅速な避難が図れない状況となっている。そのため、指定緊急避難場所に替わる安全な避難場所が必要である。

その代替施設として一時集合場所を避難場所として使用することを検討する。この場合、身近な一時集合場所が、必ずしも安全ではないため、安全性が確認された（土砂災害警戒区域外）近隣自治会の一時集合場所も検討対象とする。

そのために、自治会以外の住民も一時集合場所を使用できるように環境を整えることが必要である。

表3-5-2 避難困難者の避難場所検討

大字	避難場所代替候補施設
鳴川	緑ヶ丘(2)集会所
福貴畑	福貴畑集落センター
久安寺	久安寺公民館
信貴山	信貴畑集落センター

3-6 避難勧告等の発令の判断基準・考え方

土砂災害に関する避難勧告等の発令に関する判断基準は、主に土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報を参考とし、以下表のとおりとするが、パトロール等により確認される現地及びその周辺状況とを総合的に勘案し、判断するものとする。

土砂災害警戒情報とは

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

土砂災害警戒判定メッシュ情報とは

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報です。5km 四方の領域(メッシュ)毎に、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づく土砂災害発生の危険度を 5 段階に階級表示した情報で、分布図で表示します。各 5km メッシュ毎に、解析時刻・1 時間先予測・2 時間先予測の中で最大の土砂災害警戒判定値を、10 分毎に更新しています。

表 3-6-1 避難勧告等の発令基準等

避難種別	現地情報による基準	土砂災害警戒情報等による基準
【警戒レベル 3】 避難準備・高齢者等避難開始	①近隣で前兆現象 (湧水・地下水の濁り、量の変化)が発見される。	①大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報で平群町を含むメッシュのいずれかが赤色の表示※になった場合。
【警戒レベル 4】 避難勧告	①近隣で前兆現象 (溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック発生)が発見される。	①土砂災害警報情報が発表され場合。 ②大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で平群町を含むメッシュのいずれかが薄紫色の表示※になり、今後も激しい雨が続くと予想される場合。 ③大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。
【警戒レベル 4】 避難指示(緊急)	①近隣で土砂災害が発生している。 ②近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見される。	①土砂災害警報情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で平群町を含むメッシュのいずれかが紫色の表示※になり、今後も激しい雨が続くと予想される場合。 ②土砂災害警報情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。
【警戒レベル 5】 災害発生情報	①土砂災害が発生している。	

※赤色の表示 : 実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過

※薄紫色の表示 : 予想で土砂災害警戒情報の基準を超過

※紫色の表示 : 実況で土砂災害警戒情報の基準を超過

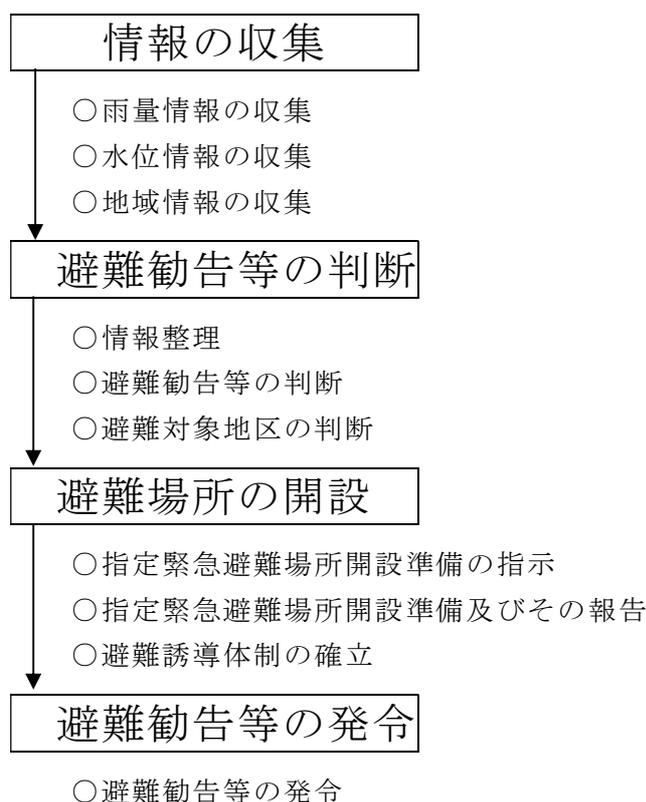
また、避難準備・高齢者等避難開始の発令が、深夜・早朝になると予想される場合、以下の基準を追加する。

- ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)

- に切り替える可能性が言及されている場合
- ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

3-7 避難勧告等の発令

大雨注意報や大雨警報、洪水予報などの気象情報をきっかけに災害配備体制が確立されたとき、概ね次の流れで避難勧告等の発令を判断し、その情報を伝達する。



(1) 情報の収集

大雨注意報や大雨警報、洪水予報などの気象等に関する情報をきっかけに災害配備体制（水防非常配備体制を含む）が確立されたとき、**総務防災課及び都市建設課**は、地域防災計画（水防計画）に基づき、次の情報を収集する。

① 雨量情報の収集（担当：総務防災課）

奈良地方气象台、県から伝達される気象又は水防に関する情報（気象予警報、洪水警報、水防警報等）を整理するほか、「奈良県土砂災害・防災情報システム」、「気象庁防災情報提供システム」、「気象庁ホームページ（<https://www.jma.go.jp/jma/>）」、「国土交通省市町村向け川の防災情報（<http://www.river.go.jp/>）」などを利用して、次の情報入手し、把握する。

ア 警報・注意報

平群町域での警報や注意報の発令状況

イ 記録的短時間大雨情報

数年に一度しか発生しない短時間の大雨

ウ 大雨特別警報（土砂災害）
重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報

エ 土砂災害警戒情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）
町あるいは周辺地域での土砂災害警戒情報の発令状況
(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html>)

オ 解析雨量・降水短時間予報
今後の雨量に関する予測情報

② 地域情報の収集（担当：都市建設課）

次の方法などにより、現場でしか分からない地域固有の情報を入手し、把握する。

ア 巡視などによる地域情報

地域防災計画（水防計画）に基づき、配備した消防団や関係地元自治会等による河川や周辺状況の巡視により確認された地域情報について、報告を受ける。また、その必要に応じて、ヒアリングを実施し、併せて町によるパトロールを実施する。

イ 住民からの通報などによる地域情報

アのほか、町に寄せられる住民からの通報による地域の異常現象や災害関連情報について、関係各課より情報収集する。

③ 関係機関との情報交換（担当：総務防災課、都市建設課）

次の各関係機関と連絡を取り合い、相互に把握している関連情報の交換を行い、河川水位や周辺のがけや山腹などの変状に関する情報を入手する。

（総務防災課）

- ・奈良県防災統括室
- ・西和警察署
- ・西和消防署
- ・生駒市
- ・三郷町

（都市建設課）

- ・郡山土木事務所

（2）避難勧告の判断

施設資材部 A は、収集した各種情報を基に、避難勧告等の判断基準となる情報を整理し、災害対策本部（あるいは水防本部）に情報整理結果を報告する。

避難勧告等の判断は、原則、**本部長**が行うが、適宜、**災害対策本部会議**（あるいは水防本部会議）に諮り、その審議内容を参考とする。なお、避難対象地区の判断も同様とする。

① 情報整理

（1）で収集した情報について、予警報の種類、雨量、水位、周辺状況などを次の視点で整理する。

ア 発令されている気象予警報など

町に係る地域に次の情報が発表されているかどうかを整理する。

- ・大雨警報（あるいは洪水警報、浸水警報）、大雨特別警報
- ・土砂災害警戒情報

・記録的短時間大雨情報

イ 雨量

町及び町上流域の雨量計における、時間雨量、日雨量、累計雨量等の観測値を整理する。また、短時間雨量予測などにより、今後も雨が降り続くのかどうかを整理する。

ウ 水位

町及び町上流域の河川の水位観測所において、次の情報が確認されているかどうかを整理する。

- ・氾濫注意水位を超過
- ・避難判断水位を超過
- ・氾濫危険水位を超過

エ 周辺状況

巡視などによる地域情報や住民からの通報などによる地域情報について、次のチェックリストを利用し、土砂災害等の前兆現象が確認されているかどうかを整理する。

② 避難勧告等の判断

①で整理した情報を基に、表3-6-1の判断基準表を参考に避難勧告等の発表について検討を行う。ただし、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）などを総合的に勘案する。

③ 避難対象地区の判断

①で整理した情報を基に、土砂災害危険箇所等の分布状況を勘案して、避難対象地区を判断する。

(3) 避難所の開設

本部長は、避難勧告等の発令を判断したときは、次のように避難所を開設する。
なお、避難所開設・運営の詳細は避難所運営マニュアルを参考とする。

① 避難所の開設判断

本部長は、避難勧告等の発令及び避難対象地区を判断したとき、自らの判断あるいは災害配備体制に応じた本部会議に諮り、開設する避難所を決定する。

② 避難所開設準備の指示

本部長は、開設する避難所を決定したとき、**本部員または本部事務局員**を通じて、当該施設の**施設責任者**に避難所の開設準備を指示する。

③ 避難所開設準備及びその報告

避難所開設準備の指示を受けた**施設責任者**は、相互に連携を図りながら、避難所運営マニュアルなどにしたがって、施設の安全確認や周辺地区の被災状況などを把握のうえ、避難所の開設準備を実施し、受け入れ態勢が整ったら、その旨を本部に報告する。

④ 避難誘導體制の確立

本部員または本部事務局員は、**本部長**より避難所開設準備の指示を受けたときには、直ちに必要な職員を現地に派遣するとともに、西和警察署、西和消防署、消防団、自治会及び自主防災組織と連携し、避難誘導體制を確立する。

土砂災害前兆現象チェックリスト

情報整理担当者 課 氏名

発見者（通報者）

発見者（通報者）連絡先

※該当するチェックボックスに印をつける。

項目	チェックすること
土砂災害	<input type="checkbox"/> 斜面に亀裂を確認した。 <input type="checkbox"/> 小石が斜面からばらばらと落ち出した。 <input type="checkbox"/> 異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえた。 <input type="checkbox"/> 異常な臭い（きな臭い）がした。 <input type="checkbox"/> 斜面にはらみが見られた。 <input type="checkbox"/> 普段澄んでいる湧き水が濁ってきた。 <input type="checkbox"/> 水の吹き出しが見られた。 <input type="checkbox"/> 湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められた。 <input type="checkbox"/> 近くで山崩れ、土石流が発生している。 <input type="checkbox"/> 立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえた。 <input type="checkbox"/> 溪流に流木などが混ざっていた。 <input type="checkbox"/> 降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始めた。 <input type="checkbox"/> 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない。
洪水害	<input type="checkbox"/> 河川管理施設（堤防等）に漏水を確認した。 <input type="checkbox"/> 河川管理施設（堤防等）に亀裂を確認した。 <input type="checkbox"/> 水位が高く、破堤のおそれがある。 <input type="checkbox"/> 破堤を確認した。

(4) 避難勧告等の発令

本部長は、避難所の開設準備が整ったことを確認したのちに、避難勧告等を発令する。このとき、**本部員または本部事務局員**に避難勧告等の伝達を指示する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の別、避難の時期、避難場所、避難の経路（通行不能箇所）、住民のとるべき行動や注意事項等とする。

3-8 避難勧告等の伝達方法

(1) 伝達先、伝達手段

避難勧告等の伝達手段は、伝達先別に概ね次の役割分担で実施する。

① 住民への伝達

ア 町全域など広域を対象とするとき

- ・防災行政無線（担当：企画総務部）
- ・新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表（担当：企画総務部）
- ・広報車による巡回広報（担当：企画総務部）
- ・その他

イ 特定の地域を対象とするとき

- ・防災行政無線（担当：企画総務部）
- ・大字総代及び自治会長による伝達組織を利用した広報（担当：企画総務部）
- ・広報車による巡回広報（担当：企画総務部）
- ・その他

② 要配慮者・福祉関係機関への伝達

災害時要援護者避難支援マニュアルにより

- ・避難支援する事前登録者へ連絡（担当：救護厚生部）
- ・要配慮者及び避難行動要支援者の事前登録者へ連絡（担当：救護厚生部）
- ・要配慮者の避難所となる施設へ連絡（担当：救護厚生部）

③ 要配慮者利用施設への伝達

救護厚生部は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難勧告等を発令したことを伝達する（巻末資料参照）。

④ 防災関係機関への伝達

本部事務局は、避難勧告等を発令したときは、次頁の様式に必要事項を記入し、放送事業者、県（防災統括室）などへFAXにより送付するとともに、その他、次の機関に電話連絡する。

- ・消防団
- ・西和警察署
- ・西和消防署
- ・その他

避難勧告等発令情報

奈良県 平群町

送付日時 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 災害発生情報
 避難指示（緊急）
 避難勧告
 避難準備情報・高齢者等避難開始

2 分類

- 新規
 地域拡大（ ）
 種別変更
 避難準備・高齢者等避難開始 → 避難勧告
 避難勧告 → 避難指示（緊急）
 → 災害発生情報
 解除

3 発令

月 日 時 分

4 対象地域・世帯

対象地域	対象世帯数	対象人数	避難確認世帯数	避難確認人数

5 避難所名

6 発令の理由

- 大雨による河川の氾濫の恐れがあるため
 （河川名 具体的な状況 ）
 大雨による土砂崩れの恐れがあるため
 地震による家屋倒壊の恐れがあるため
 地震による土砂崩れの恐れがあるため
 その他（ ）

7 付加情報（特に住民に伝えたい情報など）

連絡者氏名・所属

電話（ ） F A X（ ）

(2) 避難勧告等の伝達内容

次の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を決定する。

広報文例様式	
担当者 課 氏名	
※該当するチェックボックスに印をつける。	
発令者	<input type="checkbox"/> こちらは平群町役場です。 <input type="checkbox"/> こちらは平群町災害対策本部です。
発令日時 対象地域 避難情報種類	<input type="checkbox"/> () 時 () 分に () 地区に対して土砂災害に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 <input type="checkbox"/> () 時 () 分に () 地区に対して土砂災害に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。 <input type="checkbox"/> () 時 () 分に () 地区に対して土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示(緊急)を発令しました。 <input type="checkbox"/> () 時 () 分に () 地区に対して洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。 <input type="checkbox"/>
避難すべき理由	<input type="checkbox"/> 平群町に土砂災害警戒情報が発表され、危険な状況が続くことが予想されます。 <input type="checkbox"/> 平群町に大雨に関する特別警報が発表され、危険な状況が続くことが予想されます。
対象者 避難の時期 避難の場所 危険の度合い	<input type="checkbox"/> () 地区にお住まいでお年よりなど避難に時間がかかる方は、ただちに () (避難所) へ避難してください。また、その他の方も避難の準備をはじめてください。 <input type="checkbox"/> () 地区にお住まいの方は、ただちに () (避難所) へ避難してください。 <input type="checkbox"/> () 地区は大変危険な状況です。避難中の方は、ただちに () (避難所) への避難を完了してください。十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。
避難の経路 住民のとりべき 行動や注意事項 等	<input type="checkbox"/> また、避難する際は、非常持ち出し品など最小限にし、危険なところに近寄らないで、現場の警察官や町職員、消防職員の指示にしたがって行動してください。
(上記3回繰り返し：放送終了後5分ごと)	
結語	<input type="checkbox"/> 以上、平群町役場がお知らせしました。 <input type="checkbox"/> 以上、平群町災害対策本部がお知らせしました。

※一文ごとに一拍おいて話す。

※放送は2回行い、1回目は緊迫感を出すためにやや早めに抑揚をつけ、2回目はやや遅めに伝える。

3-9 避難勧告等の発令解除

次に掲げる場合に該当し、かつ、土砂災害による住民の生命に危険が無くなったと判断される場合には、避難勧告等を解除するとともに、解除した旨の情報を3-8に記載した伝達方法・伝達先に同様に伝達する。

- 奈良地方気象台が大雨・洪水警報を解除した場合
- 河川の水位が下がり、今後上昇するおそれのない場合

広報文例様式

担当者 課 氏名

※該当するチェックボックスに印をつける。

発令者	<input type="checkbox"/> こちらは平群町役場です。 <input type="checkbox"/> こちらは平群町災害対策本部です。
対象地域 避難情報種類	<input type="checkbox"/> () 地区に発令されていた避難準備・高齢者等避難開始は()時()分に解除されました。
	<input type="checkbox"/> () 地区に発令されていた避難勧告は()時()分に解除されました。
	<input type="checkbox"/> () 地区に発令されていた避難指示(緊急)は()時()分に解除されました。
(上記3回繰り返し)	
結語	<input type="checkbox"/> 以上、平群町役場がお知らせしました。 <input type="checkbox"/> 以上、平群町災害対策本部がお知らせしました。

※一文ごとに一拍おいて話す。

※放送は2回行い、1回目は緊迫感を出すためにやや早めに抑揚をつけ、2回目はやや遅めに伝える。

参考資料

1 指定緊急避難場所一覧（大雨災害時）

名 称	所在地	電話
かんぼの宿 大和平群	上庄 2-16-1	45-0351
平群小学校 ^{注1}	吉新 2-2-13	45-0004
平群中学校	福貴 1301	45-0019
総合スポーツセンター(メインアリーナ)	福貴 72	45-6550
平群南小学校	椿井 820	45-6135
市民生活協同組合ならコープ「ディアーズコープたつたがわ」	椿井 734-1	45-8181
平群町総合文化センター	吉新 3-1-34	

注1：平群小学校においては、大雨時の指定緊急避難場所としては、体育館のみを使用する。

2 一時集合場所一覧

番号	施設名称	所在地	洪水 (想定最大)	洪水 (家屋倒壊)	土砂災害
1	鳴川集会所	鳴川 242	○	○	×
2	榎原集落センター	榎原 498	○	○	×
3	椿台会館	椿台 1-1-1	○	○	○
4	槻原自治会館	槻原 201-16	○	○	×
5	緑ヶ丘 (1) 集会所	緑ヶ丘 4-14-20	○	○	○
6	緑ヶ丘 (2) 集会所	緑ヶ丘 5-4-14	○	○	○
7	上庄農村環境改善センター	上庄 5-3-7	○	○	×
8	上庄会館	上庄 3-10-52	○	○	○
9	梨本集会所	梨本 402	○	○	○
10	若葉台集会所	若葉台 1-3-8	○	○	○
11	ローズタウン若葉台自治会館	若葉台 3-16-36	○	○	○
12	御陵苑公民館	梨本 733	○	○	○
13	吉新公民館	吉新 2-1-24	○	○	○
14	三里公民館	三里 1002-3	○	○	×
15	白石畑集会所	白石畑 231	○	○	×
16	平等寺公民館	平等寺 242	○	○	×
17	下垣内公民館	下垣内 133-1	0.5~3.0m	○	○
18	平群町公民館福貴分館	福貴 747	○	○	×
19	はつかやま会館	光ヶ丘 2-6-12	○	○	○
20	光ヶ丘自治会館	光ヶ丘 1-15-12	○	○	○
21	福貴団地自治会館	福貴 1049-114	○	○	○
22	福貴畑集落センター	福貴畑 1273	○	○	○
23	久安寺公民館	久安寺 1275	○	○	○
24	信貴畑集落センター	信貴畑 1207-1	○	○	○
25	榎原集会所	榎原 261-1	○	○	○
26	越木塚集会所	越木塚 52	○	○	○
27	若井集会所	若井 425-7	○	○	○
28	西宮公民館	西宮 1-10-5	○	○	○
29	春日丘公民館	春日丘 2-1-18	○	○	○
30	椿井集会所	椿井 985-1	○	○	○
31	竜田川集会所	竜田川 1-1-7	○	×	×
32	竜田川自治会館	竜田川 3-10-18	○	○	○
33	北信貴ヶ丘自治会館	北信貴ヶ丘 2-3-29	○	○	○
34	信貴山公民館	信貴山 2303-6	○	○	×
35	菊美台集会所	菊美台 3-18-1	○	○	○

※一時集合場所は、災害時に危険を一時的に回避する場所又は集団を形成する場所として、自治会内の集会施設や公民館等について指定している。したがって、災害の状況に応じては、避難所及び広域避難地へ避難させることを前提としており、原則として、施設の管理はそれぞれの自治会等が実施することを想定している。

3 要配慮者利用施設一覧

番号	施設名	要配慮者の種類	所在地	電話番号	洪水(想定最大)	洪水(家屋倒壊)	土砂災害	連絡体制
1	ゆめさとこども園	乳幼児	椿井 242-1	45-1104	0.5~3.0m	○	○	救護厚生部から施設長に連絡
2	平群北幼稚園	幼児	緑ヶ丘 1-3-21	45-4545	○	○	×	同上
3	平群北小学校	児童	緑ヶ丘 1-4-1	45-4031	○	○	×	同上
4	平群小学校	児童	吉新 2-2-13	45-0004	○	×	○	同上
5	老人福祉センター「かしのき荘」	高齢者	梨本 351-1	45-5768	○	×	○	同上
6	保健福祉センター「プリズムめぐり」	全般	西宮 2-1-6	45-8600	○	×	○	同上
7	デイサービスセンターつくしの里	高齢者	三里 65	46-1108	○	○	×	同上
8	特別養護老人ホームグレースの里	高齢者	越木塚 336-1	45-0865	○	○	×	同上
9	グループホームやすらぎ	高齢者	菊美台 1-206-1	60-2706	○	○	×	同上
10	小規模多機能ホーム彩・平群	高齢者	吉新 1-3-33	27-9064	0.5m未満	○	○	同上
11	特別養護老人ホーム第2グレースの里	高齢者	椿井 244	46-2383	0.5~3.0m	○	×	同上

※洪水：竜田川洪水浸水想定区域

※土砂災害：土砂災害警戒区域

4 災害対策本部の担当課一覧

災害対策本部	町長、副町長、教育長、課長級以上の管理職	
本部事務局	総務防災課（担当）	
部名	係名	担当課名
企画総務部	防災情報係	総務防災課、議会事務局、監査委員事務局
	経理係	会計課
	広報係	政策推進課
	庶務係	税務課
救護厚生部	避難係	福祉こども課、住民生活課
	環境係	住民生活課
	医療福祉係	健康保険課、福祉こども課
施設資材部 A	農林商工係	観光産業課
	土木施設係	都市建設課
施設資材部 B	水道係	上下水道課
	下水道係	上下水道課
教育総務部	教育総務係	教育委員会総務課
	社会教育係	教育委員会総務課

5 動員体制表

体制	動員		配備基準			参集目的	企画 総務部	救護 厚生部	施設資 材部A	施設資 材部B	教育 総務部
	総 数	区 分	地震	気象							
				風水害	特別 警報						
対策本部	9人	対策動員 約9人	大規模地震予知※1	台風の接近 異常気象の予測	特別警報 発令	対策会議の開催	部会長	部会長	部会長	部会長	部会長
	50人	予備動員 約41人	震度4の地震	気象警報 発令	特別警報 発令	情報収集 初動期パトロール 各施設確認	課長級以上の管理職 総務防災課主幹	課長級以上の管理職 各施設 長	課長級以上の管理職 都市建 設課主 幹	主幹級 管理職	課長級以上の管理職 教育委員会総務課主幹
	92人	1号動員	A 約42人	震度5の地震 弱	小規模災害の発生が予想される時	特別警報 発令	情報収集 広報活動 パトロール及び作業	主幹級管理職 一般職員	主幹級管理職 一般職員	主幹級管理職 一般職員	一般職員 給食センター所長 一般職員
			B 約26人	震度5の地震 弱	小規模災害の発生が強く予想される時	特別警報 発令	情報収集 広報活動 パトロール強化及び作業	一般職員	一般職員	一般職員	一般職員 こども園園長 一般職員
	131人	2号動員 約13人	震度5の地震 強	中規模災害の発生が予想される時	特別警報 発令	災害対策	一般職員	一般職員	一般職員	一般職員	一般職員
	343人	3号動員 全職員	震度6以上の地震	大規模災害の発生が予想される時	特別警報 発令	災害対策	全職員 【臨職含む】				

○上記動員表は基本とし、必要に応じて対応すること。

○動員者については、別途動員表を作成し対応すること。

※1：南海トラフ地震臨時情報の発表を含む。

令和元年10月現在